

審査ニュース 134号

請求レセプトに対する薬局からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、薬局からの「疑義や再審査請求」についてご紹介します。

よく見かける簡単な算定ミス事例、詳細にレセプト摘要欄に記載することで始めて保険者が理解できる事例を取り上げてみました。今後の請求にお役立て下さい。

また、薬局からの再審査請求書の作成要領についても以下に記載します。ご参照ください。

薬局からの再審査請求書の作成要領

査定に対して不服申し立てのある場合、再審査請求を申し出ることができます。再審査請求の申し出は、「増減点・返戻通知書」又は「再審査結果通知書」が送達後原則として6カ月以内とされており、また、同一事項について再度の申し出は認められませんのでご注意ください。再審査請求を行う場合、レセプト1件ごとに再審査請求書を作成してください。

再審査申立事項の「再審理由」欄は再審査の請求理由を詳細に記入してください。「算定理由もれ」「入力誤り」等の再記載だけでは復活は認められませんのでご注意ください。

薬局からの申し立て内容が妥当だと認められた場合は「復活」処理（査定の取り消し）となりますが、そうでない場合は「原審」処理（不服申し立ての却下）となります。

薬局からの再審査請求では

「原審」か「復活」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

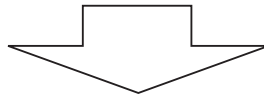
審査ニュース

処方 . 1 55歳 男性 自家製剤加算・査定事例
 査定 薬局再審査申立 原審 (申立ては認められず)

レンドルミン錠0.25mg 0.5錠
 1日1回寝る前
 14日分

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	4月4日	4月4日	レンドルミン錠0.25mg 0.5錠 【内服】1日1回寝る前	1	14	63	14	【向】8 【自】40
摘要									



薬局からの再審査申し立て書

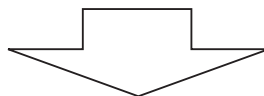
再審査申立事項

1. 内容【増減点通知書(票)の内容を申し立てされるもののみ、そのまま写してください】

自家製剤加算 内服薬 (錠剤等)
 40 0

2. 再審理由

病院より、薬剤変更不可の回答あり
 患者様が二分割不可能のため半錠に



同成分の半量規格品目 (プロゾーム錠0.125mg) が、すでに薬価収載されているため、変更不可の指示があっても、自家製剤加算は算定不可となります。薬価収載された日以降、0.25mg錠を半割しても自家製剤加算は算定できません。実際の発売日は公式には記録されないため、薬価収載日で判断をすることになっています。

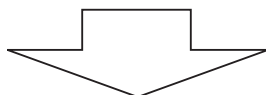
原審 (申立ては認められず)

処方 . 2 65歳 女性 自家製剤加算・査定事例
 査定 薬局再審査申立 復活 (申立ては認められる)

レンドルミン錠0.25mg 0.5錠
 1日1回寝る前
 14日分

再審査対象レセプト

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	5月7日	5月7日	レンドルミン錠0.25mg 0.5錠 【内服】1日1回寝る前	1	14	63	14	【向】8 【自】40
摘要									



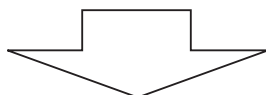
薬局からの再審査申し立て書

再審査申立事項

1. 内容【増減点通知書(票)の内容を申し立てされるもののみ、そのまま写してください】

自家製剤加算 内服薬 (錠剤等)
 40 0

2. 再審理由 半錠に分割する(二分割の)調剤ではなく、半錠にした後に粉碎化を行った。レンドルミンに散剤規格なし。
 DR.からの指示で、「介護者が服薬確認ができるように粉碎」と処方箋に記載あり。患者は認知症があり、服薬した素振りで、介護者の見ていないところで錠剤を吐き出すことがある。
 嚥下困難というわけではないが、粉碎して飲水するまで介護者が見守ることになった。上記事項をレセプト摘要欄に記載していなかったため、再審査を申し立てる。



再審理由を確認すると、調剤内容が把握できる特殊例です。

復活 (申立ては認められる)

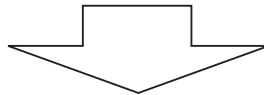
・審査ニュース・

処方 . 3 70歳 男性 計量混合調剤加算・査定事例
 保険者再審査申立 査定 薬局再審査申立 査定

ベサコリン散5% 0.2g
 1日2回朝・夕食後服用
 14日分

再審査対象レセプト

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7月7日	7月7日	ベサコリン散5% 0.2g 【内服】2×朝・夕食後	1	30	81	30	【計】45
摘要	Dr.の指示により、ベサコリン散微量のため 乳糖を0.4g加え一包0.3gとする。								



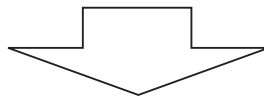
薬局からの再審査申し立て書

再審査申立事項

1. 内容【増減点通知書(票)の内容を申し立てされるもののみ、そのまま写してください】

計量混合調剤加算(散剤)
 45 0

ベサコリン散0.2gについては、Dr.の指示により、ベサコリン散微量のため乳糖を0.4g加え一包0.3gに調剤していますので、計量加算45点を算定しました。(平成12年院外処方発行開始からの取り決めです。)



処方された医薬品が微量のためそのままでは調剤または服用が困難である場合において、医師の了解を得た上で賦形剤などを混合した場合に算定できるのは、乳幼児のみである。

ただし、医療上の必要性から処方せんに保険医が乳糖などの混合の指示をした場合は計量混合調剤加算を算定できる。(平成24年度版 保険調剤Q&A P.208参照)

このケースにおいては、そもそも、特定病院との取り決め事項を交わすこと自体が、保険薬局として不適当です。

原審(申立ては認められず)